佐久市登下校見守り活動(見守り隊)の実施ガイドライン

(目 的)

第1条 このガイドラインは、見守り隊の活動が各地区の実状に応じて適切・安全に行われるよう基本的な考え方を示すことを目的とする。

(定義)

- 第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、つぎの各号に定めるところによる。
 - (1) 見守り活動

市内小・中学校の登下校における、児童生徒の安全を確保するために行われる立番、誘導、巡回、付添い又はこれらに類する活動をいう。

(2) 見守り隊 市内各所で自主的に見守り活動を行う団体をいう。

(3) 見守り隊員

見守り隊の活動として見守り活動に従事する者をいう。

(見守り活動の原則)

第3条 見守り活動は、無償の自主活動とする。

(見守り活動への加入・脱退)

- 第4条 見守り隊への加入若しくは脱退は、本人の自由意思によるものとする。 (見守り活動における権限)
- 第5条 見守り活動は、法令上の権限及び義務を伴わない任意の活動とする。 (見守り活動における責任)
- 第6条 見守り隊員は、見守り活動の際に発生した事件事故について、当該見守り隊員の不法行為等に起因して発生した場合を除き、責任を負わないものとする。

(事故等への対応)

第7条 見守り活動時に児童生徒に関わる事故等があった場合は、自身の安全 を確保した上で、警察及び消防に通報を行うと共に、救護活動を可能な範囲で 行うものとする。

(見守り活動の際の事故等における補償)

第8条 見守り活動は自主活動であることから、各地域の見守り隊においては、

見守り隊員の負傷等に備え、傷害保険など補償制度への加入に努めるものとする。

(見守り隊の活動ルール)

第9条 各地域の見守り隊は、活動基準・取り決め等を当ガイドラインを参考に それぞれの実情を踏まえ協議し、決定する。

なお、決定事項については見守り隊員に周知するよう努めるものとする。 附 則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。